

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社 クレハ

1. 企業理念およびコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を当社のアイデンティティー（存在意義）とし、すべての役員と従業員がこれらを共有し、高い目標の実現に向かって常に挑戦し続ける。

企業理念：私たち（クレハ）は
・人と自然を大切にします。

・常に変革を行い成長し続けます。

・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

目指すべき方向：私たち（クレハ）は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

行動基準：私たち（クレハ）は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ： 顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ： 常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ： 相互の意思を尊重しチームワークを發揮します。

当社は、コンプライアンスの実践を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、本ガイドラインを指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、クレハグループ（当社およびグループ会社）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利と平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。

（1）株主総会における権利行使

- 当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場と位置づけ、株主の権利行使についての適切な環境整備を行う。

（2）資本政策の基本的な方針

- 当社は、中長期的に企業価値を高めることを目的に、財務の安定性を維持しつつ、収益力と資本効率の向上を目指した経営を行う。
- 当社は、利益の配分については、中長期的な成長の実現に向け企業体质の強化を図るとともに将来の事業展開に備えること、および、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針とする。

（3）政策保有株式に関する方針

- 当社は、現在に至る取引状況や今後の取引拡大の可能性等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有する。この政策保有株式については、取締役会が中長期的な経済合理性や今後の見通しを毎年検証する。
- 当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に資するか否かの観点から、適切に行使する。

（4）株主の利益に影響を及ぼす可能性のある資本政策

- 当社は、支配権の変動や大規模な株式価値の希釈化の可能性のある資本政策については、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(5) 関連当事者間の取引

- ・取締役会は、当社取締役や主要株主等の関連当事者と当社との間に生じうる利益相反を適切に管理する。

3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の成長と企業価値の創出が、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

(1) 企業倫理憲章の制定

- ・当社は、当社の役員と従業員が従うべき行動規範である「クレハグループ倫理憲章」を制定し、その周知徹底を図るとともに、実践状況を定期的にレビューする。

(2) サステナビリティ（持続可能性）への対応

- ・当社は、企業理念の実践を通じ、当社事業がかかわる環境やくらしの課題のみならず、サステナブルな社会実現のためのさまざまな課題の解決に取り組む。

(3) 人財の多様性の確保

- ・当社は、女性の活躍促進を含め、社内における人財の多様性の確保を推進する。

(4) 内部通報に係る体制整備

- ・当社は、法令等に反する行為を早期に発見するために、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会はその運用状況を取締役会に報告する。

4. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「情報開示基本方針」に定めるとおり、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本とし、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

5. 取締役会等の責務

取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を有することを踏まえ、クレハグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、その役割・責務を適切に果たす。

(1) 取締役会の構成、役割・責務

- ・当社は、当社およびグループ会社の規模、事業内容を踏まえ、取締役会は 10 名以内で構成し、そのうち独立社外取締役を 2 名以上選任する。選任にあたっては、取締役会全体としての知識・能力・経験のバランス、多様性を考慮する。
- ・取締役会は、企業理念を定めて会社の目指すところを明確にし、経営の戦略的な方向付けを行うとともに、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行う。また、クレハグループの経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、取締役会決議事項以外については、「権限基準規程」にもとづき執行役員を主な構成メンバーとする経営会議において業務執行を行う。

- ・取締役会は、取締役・執行役員の人事について、会社の業績等の評価を踏まえ、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、適切に実行する。
- ・取締役会は、業務執行の最高責任者である社長等の後継者候補の育成計画について、適切に監督する。
- ・取締役会は、取締役・執行役員の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とする。
- ・取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- ・取締役会は、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性確保とステークホルダーへの説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会および報酬委員会を設置する。

(2) 取締役の役割・責務

- ・取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすべく、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・取締役は、高い倫理観とともに中長期的な企業価値の向上を図るために必要な見識、能力、経験を有し、取締役会において、それぞれの期待される能力を発揮して、積極的に意見を表明し議論を行う。
- ・取締役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

(3) 監査役および監査役会の構成、役割・責務

- ・当社は、監査役会は4名以内で構成し、独立社外監査役を半数以上選任する。
- ・監査役は、高い倫理観と監査役として必要な見識、能力、経験を有し、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者とする。
- ・監査役および監査役会は、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たす。
- ・監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・監査役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。
- ・監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、これに基づき、外部会計監査人にもとめられる独立性と専門性についての確認を行う。

(4) 独立社外取締役の役割・責務

- ・当社は、独立社外取締役が経営への助言・監督機能、利益相反の監督機能およびステークホルダーの意見の取締役会への反映等の役割・責務を果たすことを期待し、その提言を取締役会に適切に反映させる。

(5) 独立性判断基準

- ・取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役または独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた「独立性判断基準」を策定し、開示する。

(6) 外部会計監査人の責務

- ・外部会計監査人および当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

(7) 情報入手と支援体制

- ・当社は、取締役や監査役からの情報提供の求めに対して、円滑な提供が確保される体制を整える。

(8) 取締役・監査役のトレーニング

- ・当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供する。

6. 株主等との対話

当社は、以下の取組み方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等と建設的な対話をを行う。

(1) 主管および実施内容

- ・株主等との対話は、広報・IR部および総務部が主管し、代表取締役社長および担当役員と連携の上、適時適切に実施する。
- ・広報・IR部および総務部は、社内各部門との定期的な意見・情報交換を行うなど、有機的な連携を図る。
- ・当社は、株主等による当社への理解促進を図るため、株主総会での事業報告、株主等に対する各種資料の送付、当社ホームページ上の情報発信、機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、および国内外の機関投資家との個別面談などを積極的に行う。
- ・株主等から得られた意見・情報は、当社経営のレビューと方向付けに活用する。

(2) 情報管理基準

- ・株主等との対話をを行う者は、未公表の重要な会社情報について、「情報開示規程」および「内部者取引管理制度規則」にしたがい厳重に管理する。

7. 制定・改正・廃止

本ガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行う。

以上

沿革

2015年11月12日制 定

2018年11月20日一部改定

2019年6月25日一部改定